

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・愛媛弁護士会による

# 生活保護 ホットライン

相談料  
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、  
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、  
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・次の理由により申請が受け付けられない。  
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、  
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、  
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
  - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。  
「保護費を返してください」「辞退職を書いてください」
  - ・保護費を“天引き”されている。
  - ・保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料はかかりません。

2022年12月22日（木）

10：00～15：00

☎ 089-986-8775

※当日のみの直通です。※通話料はご負担いただきます。※面談相談はできません。

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】 愛媛弁護士会 ☎089-941-6279

（9：00～12：00、13：00～17：00）